

を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に監督員に提出しなければならない。

1.4.4 品質管理計画書

受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の承諾のうえ省略することができる。

- (1) 適用の範囲
 - (2) 施工概要
 - (3) 要求性能
 - (4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
 - (5) 試験施工計画
 - (6) 施工管理計画（社内検査体制含む）
 - (7) 品質管理計画（品質管理体制含む）
 - (8) その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。
- (1) 材料受け入れ時は、2.1.4 第 6 項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。
 - (2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。
 - (3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。
 - (4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。
 - (5) その他必要と認められる事項。

1.4.5 施工法の承諾

請負者は、設計図書において施工法に関し監督員の承諾を得ることと指定された事項については、施工法承諾申請書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

1.4.6 作業計画書

- 1 請負者は、設計図書に定められているときは、当該作業着手前に、以下の事項を記載した作業計画書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 施工体制
- (2) 作業工程
- (3) 施工方法 (施工順序及び施工範囲含む)
- (4) 使用材料
- (5) 機械器具類
- (6) 品質及び施工管理計画 (社内検査体制含む)
- (7) その他各節に特に定める事項等

2 請負者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更作業計画書を主任監督員に提出しなければならない。

1.4.7 施 工

- 1 請負者は、自らが提出した施工計画書及び作業計画書に基づき適切な工程及び品質の管理を行い、工事を施工しなければならない。
- 2 請負者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに工事打合せ簿にその内容等を記載して主任監督員に報告し、指示を受けなければならない。

1.4.8 ETC 業務用カードの貸与

- 1. 請負者は、維持、維持工事等 (新設又は改築については、首都高速道路の工事で、供用中の首都高速道路を通行しなければ施行が困難な工事に限る。) のため首都高速道路上 (営業路線) へ入る場合は、原則として ETC 業務用カード によらなければならない。
- 2. 請負者は、首都高速道路 (営業路線) へ入るために必要な ETC 業務用カード については、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。
- 3. 請負者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。
- 4. 請負者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に使用報告書を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。
- 5. 請負者は、ETC 業務用カード の使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。
- 6. 請負者は、請負者の責による ETC 業務用カード の紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
- 7. 請負者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合 (短期リース車両等) や特別な事情のある場合は、貸与された ETC 業務用カード を使って ICCR 方式により首都高速道路 (営業路線) に入ること。

1.4.9 出来形の管理

請負者は、出来形管理基準に定める出来形規格値により、工事の出来形を管理しなければならない。ただし、特記仕様書において、別に出来形規格値の定めがあるときは、こ

れによらなければならない。

請負者は、工事の完成後、出来形管理基準の規定に基づき、出来形図表を提出しなければならない。

1.4.10 現場社内検査

- 1 請負者は、施工計画書又は作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。
- 2 請負者は、主任監督員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。
- 3 請負者は、現場社内検査責任者を定め、施工計画書又は、作業計画書に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び元請負者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。
- 4 請負者は、工事の施工について、現場監督職員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督職員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。

1.4.11 工事週報等

- 1 請負者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、品質管理室工事検査グループによる検査時に確認できるようにしなければならない。
- 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。
- 3 請負者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。
- 4 請負者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.3第2項の規定により行わなければならない。
- 5 請負者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1.4.12 工事中仮設構造物等

請負者は、設計図書に特別な定めのある場合を除き、仮設施工工法等その他工事事務物を完成するために必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を確認の上、工事を施工しなければならない。

1.4.13 業用機械の選定等

- 1 請負者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、主任監督員の承諾を得て使用することができる。
- 2 請負者は、騒音規制法第 14 条及び振動規制法第 14 条の規定に基づき市町村に届出を行ったときは、速やかに主任監督員に報告しなければならない。
- 3 請負者は、作業用機械の操作・組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、人的・物的な危害を与えないようその周辺に必要な措置を自らの責任と費用により講じなければならない。

1.4.14 環境保全

- 1 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに主任監督員に報告し、主任監督員から指示があったときは、それに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、請負者は、1.1.8 の規定に従い対応しなければならない。
- 3 主任監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は、必要な資料を提示しなければならない。

1.4.15 支障物件の処理

- 1 請負者は、工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（支障物件）について、関係者及び主任監督員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を確認の上報告書を主任監督員に提出しなければならない。
- 2 請負者は、前項の報告書を提出したときは、支障物件の処理について主任監督員の指示を受けなければならない。
- 3 請負者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、主任監督員に報

告しなければならない。これに必要な費用は、請負者の負担とする。

1.4.16 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品については、契約書第 15 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。

(1) 請負者は、契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、主任監督員の指示によらなければならない。

(2) 請負者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに支給材料・貸与材料使用明細書を監督員に提出しなければならない。

(3) 請負者は、支給材料または貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料または貸与品の貯蔵方法等について主任監督員の承諾を得なければならない。

(4) 請負者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。

(5) 請負者は、支給材料又は貸与品を設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。

(6) 請負者は、毎月 5 日までに支給材料・貸与品使用管理状況一覧表を監督員に提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。

(7) 請負者は、貸与鋼材の使用に当って溶接又は切断を行う場合は、貸与鋼材溶接願または貸与鋼材切断願を主任監督員に提出し、承諾を得なければならない。

(8) 請負者は、当社から貸与される機械器具の使用にあたっては、土木工事共通仕様書 機械器具貸与共通仕様書の規定によらなければならない。

請負者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、返還材料調書又は貸与材料返還通知書を監督員に提出し、指示を受けなければならない。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。

1.4.17 現場発生品

1 請負者は、工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに主任監督員に報告し、その指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について主任監督員の確認を受けた後、発生品報告書を作成し主任監督員に提出しなければならない。

2 請負者は、工事の施工によって生じた現場発生品について、前項に規定する発生品報告書

を作成し、主任監督員の指示する場所で主任監督員に引き渡さなければならない。

第 5 節 安全衛生管理

1.5.1 一般

- 1 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全管理指針（以下「土木工事安全管理指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 11 月 1 日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
- 2 請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者

- 1 請負者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。
- 2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。
 - (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 毎月 1 回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。
 - (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。
 - (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと
 - (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。
- 3 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。
 - (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。
 - (2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、主任監督員が請求したときは、これを提示又は提出すること。